

地域選手強化(学童、ジュニア)奨励金交付要領

(目的)

- 1 この要領は、本連盟選手強化対策事業の一環として、所属団体が実施する学童、ジュニア選手強化育成活動に奨励金を交付し、競技力向上の一助とすることに関し、必要な事項を定める。

(交付区分)

- 2 奨励金の交付額は、次の3ランクとし、本連盟強化選手数及び強化事業活動状況を勘案してランク付けする。ただし、各ランク額及び総額は、当該年度の本連盟予算枠内とし、変動があり得る場合もある。
 - A ランク 150,000 円(限度額)
 - B ランク 100,000 円(限度額)
 - C ランク 50,000 円(限度額)

(申請期日)

- 3 奨励金交付申請は、所定の様式により内容を正確に記入し、毎年度11月末日までに当該所属団体長が本連盟事務局に提出する。但し、期限後の提出は、取り扱わない。

(奨励金)

- 4 奨励金の交付は、本連盟事務局に提出された交付申請書及び関係書類を競技本部において検討し、第2項の規定に適合する団体を本連盟会長の承認を得て決定する。本連盟は交付または不交付の結果を申請団体長に通知する。

(交付申請)

- 5 奨励金交付申請の書類
 - 奨励金交付申請書(様式1)
 - 選手名簿(A4用紙とし学校、学年、本連盟強化指定の有無記入)

(実績報告)

- 6 強化事業実績報告の書類
 - 強化奨励事業実績報告書(様式2)
 - 参加選手名簿(上記5の に準じる)
 - 本連盟競技大会、その他県内外競技大会参加選手の成績表
 - 実績報告書は、事業終了後1ヶ月以内に本連盟に提出する。

(要領の改廃)

- 7 この要領の改廃は、理事会の議決による。

(施行)

- 8 この要領は、平成14年10月26日から施行する。
平成15年10月25日一部改正